

「福井女子中学生殺人事件」再審無罪判決を受けて、改めて起訴後の証拠全面開示制度の創設及び再審法の速やかな改正を求める会長声明

本年7月18日、名古屋高等裁判所金沢支部（増田啓祐裁判長）は、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」について、前川彰司氏に対し、再審無罪判決（検察官控訴に対する棄却判決）を言い渡した。

本判決は、主要関係者の一人が自己の利益を図るために前川彰司氏が犯人であるとの虚偽供述を行い、捜査に行き詰まった捜査機関においてほかの主要関係者に対して同人の供述に基づく誘導等の不当な働きかけを行った結果、かかる供述に沿う主要関係者供述が形成されていった具体的かつ合理的な疑いが残ると認定し、いわゆる供述の出方等を含めた証拠関係全体を俯瞰すれば、まさに検察官が荒唐無稽と評価するような捜査機関による主要関係者の供述の誘導が実際に行われた具体的な疑いが浮かび上がったと指摘した。また、本判決は、職務の公正を保つべき警察官が私的交際関係のない主要関係者の一人に対し、証人尋問に近い時期に金銭を交付したとの事実を認定したうえ、公正であるべき警察官の職務に対する国民の信頼を裏切る不当な所為であるとした。さらに、本判決は、確定審検察官が、主要関係者の供述の信用性判断にとって重要な前提事実について誤りがあることを把握したにもかかわらずこれを秘し、論告や控訴趣意書にて誤った前提事実に基づいた主張を続けたと認定し、このような検察官による訴訟活動については、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為といわざるを得ないとした。そのうえで、このような検察や警察の不正、不当な活動等について、検察や警察に対する信用を失わせるのみならず、刑事司法全体に対する信頼を揺るがせる深刻なものであると判示した。

本判決は、前川氏の無罪を改めて明らかとするものであり、当会もこれを高く評価する。

確定審以来、検察官は証拠開示について消極的な姿勢に終始し、事案の解明及びえん罪被害の救済を阻み続けており、このような一連の検察官の対応は、公益の代表者としての役割を果たしていないとの非難を免れない。当会は、かかる対応について、真摯な反省を求めるとともに、本判決に対する上訴権を速やかに放棄し、無

罪判決を確定させるよう強く要請する。

前川氏が逮捕されたのは１９８７年（昭和６２年）３月であり、前川氏は逮捕から３８年以上もの長きにわたって犯人であるとの汚名を着せられてきた。前川氏は、まさに人生の大半を自己のえん罪を晴らすための闘いに費やさざるを得なかったものであり、その余りの残酷さは筆舌に尽くしがたい。

「福井女子中学生殺人事件」では、２００４年（平成１６年）７月に再審請求を申し立て、二度にわたる再審請求を経ているが、２０２４年（令和６年）に再審開始決定までに、２０年もの長い期間を要している。その原因は、現在の再審法において、証拠開示手続が不十分であること、検察官による不服申し立てがあったこと、そして、再審請求手続における手続規定が定められていないことにある。

長期化の問題は他の再審事件でも同様に見られるのであって、まさに制度的・構造的な問題である。「福井女子中学生殺人事件」のような悲劇を今後二度と繰り返さないためにも、再審法は速やかに改正されなければならない。

「福井女子中学生殺人事件」は、現行の再審法の不備を改めて浮き彫りにした。

当会は、２０２３（令和５年）年６月２６日開催の定期総会において、「再審法改正を求める決議」を採択しているところであるが、今回の「福井女子中学生殺人事件」再審無罪判決を機に、改めて、政府及び国会に対し、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を含む、再審法の全面的な改正を速やかに行うよう求める。

令和７年７月２９日

茨城県弁護士会

会長 遠 藤 俊 弘